

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 6 月 23 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700034号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700017号

第1 結論

平成7年*月から平成8年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年*月から平成8年2月まで
平成7年*月頃に学生も国民年金保険料を納付する義務があるという内容の文書が自宅に届いたので、私は、同年*月に父と一緒に銀行へ国民年金保険料を納付するために行った覚えがある。その後は父が保険料を納付してくれていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成7年*月頃に学生も国民年金保険料を納付する義務があるという内容の文書が自宅に届き、同年*月から請求期間の国民年金保険料を納付し始めた旨主張しているところ、同年*月から請求期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)の払出を受ける必要があるが、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続を行った覚えはなく、請求者の父親が加入手続を行ったと思う旨陳述しているものの、その父親も請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続を行った覚えはない旨陳述している。

また、オンライン記録では、請求期間は、国民年金の未加入期間とされている上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索において、請求者に係る国民年金番号を確認することができない。

そのほか、請求者及び請求者の父親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。